

平成 25 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（厚生労働省）

制 度 名		子育て支援に係る税制上の措置の検討	
税 目		所得税	
要 望 の 内 容	子育て支援に係る税制上の措置について、児童手当法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 24 号）による改正後の児童手当法（昭和 46 年法律第 73 号）に規定する児童手当の支給並びに所得税並びに道府県民税及び市町村民税に係る扶養控除の廃止による影響を踏まえつつ、その在り方を含め検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずること。		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	－ 百万円 （ － 百万円）
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的		
	子育て支援に係る経済的措置を講ずることにより、もって、家庭における生活の安定に寄与するとともに、児童の健やかな成長に資すること。		
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(2) 施策の必要性		
	子ども・子育て支援については、家庭等における子育てを前提に社会全体でこれを支援していく必要。 児童手当法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 24 号）附則第 2 条第 1 項の規定に基づき、政府の検討が義務づけられている。		
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	※ 児童手当法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 24 号） 附 則 （検討） 第二条 政府は、速やかに、子育て支援に係る財政上又は税制上の措置等について、この法律による改正後の児童手当法に規定する児童手当の支給並びに所得税並びに道府県民税及び市町村民税に係る扶養控除の廃止による影響を踏まえつつ、その在り方を含め検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。		
	2 （略）		

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政 策 体 系 に お け る 政 策 目 的 の 位 置 付 け	基本目標Ⅵ 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産 み育てることなどを可能にする社会づくりを推進す ること 施策目標3 子育て家庭の生活の安定を図ること 3－1 子育て家庭の生活の安定を図ること
		政 策 の 達 成 目 標	
		租税特別措 置の適用又 は延長期間	
		同上の期間 中 の 達 成 目 標	
		政策目標の 達 成 状 況	
	有 効 性	要 望 の 措 置 の 適用見込み	
		要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	
	相 当 性	当該要望項 目以外の税 制上の支援 措 置	地方税においても同様の要望を行っている。
		予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	
		上記の予算 上の措置等 と要望項目 と の 関 係	
		要望の措置 の 妥 当 性	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		—